

承認第1号

専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町税条例等の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和2年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分する。

南風原町条例第 16 号

南風原町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

南 風 原 町 長 赤 嶺 正 之

南風原町税条例等の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町税条例等の一部を改正する条例

(南風原町税条例の一部改正)

第1条 南風原町税条例（昭和47年南風原村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合

において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第2条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第3条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第4条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第5条の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に、「割合は年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を」を「割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に」に改める。

附則第5条の3第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第6条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第6条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3

号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の2第16項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第20項とし、同項の次に次の1項を加える。

21 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年

度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第９条の見出し中「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条第１項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

附則第11条の２中「平成31年10月１日から平成32年９月30日まで」を「令和元年10月１日から令和２年９月30日まで」に改める。

附則第12条第２項から第４項までの規定中「平成32年３月31日」を「令和２年３月31日」に、「平成32年度分」を「令和２年度分」に、「平成32年４月１日から平成33年３月31日まで」を「令和２年４月１日から令和３年３月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和３年度分」に改める。

附則第13条第１項中「第35条の２第１項」の次に「、第35条の３第１項」を加える。

附則第13条の２第１項及び第２項中「平成32年度」を「令和５年度」に改め、同条第３項中「第35条の２」を「第35条の３」に、「までの」を「の」に改める。

附則第19条第１項中「平成35年度」を「令和５年度」に、「個人町民税」を「個人の町民税」に改める。

第２条 南風原町税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の８第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の８第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第４号中「によって」を「により」に改め、同条第５号中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第６号中「第321条の８第22項及び第23項」を「第321条の８第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第４項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第３項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第２項の表第１号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第２項の表の第１号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第９項から第16項まで」に改める。

第31条第２項の表第１号オ中「第292条第１項第４号の５」を「第292条第１項第４号の２」に改め、同条第３項中「、同項第２号の連結事業年度開始の日から６月の期間若しくは同項第３号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第４号」を「若

しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中

「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第5条の3第2項中「及び第4項」を削る。

（南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 南風原町税条例の一部を改正する条例（平成31年南風原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、南風原町税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第12条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4） 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表第34条の7第1項の項及び附則第3条の5の2の項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中南風原町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中南風原町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第5条の3及び第5条の2第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中南風原町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中南風原町税条例附則第13条第1項及び第13条の2第3項の改正規定
土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号
に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の南風原町税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の3の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧

法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の町民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

(南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、附則同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成28年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(南風原町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 南風原町税条例の一部を改正する条例（平成29年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成30年南風原町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月

1 日」に改め、同条第 9 号中「平成34年10月 1 日」を「令和 4 年10月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成32年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 7 条中「平成31年 9 月30日」を「令和元年 9 月30日」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「平成32年10月 1 日」を「令和 2 年10月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成32年11月 2 日」を「令和 2 年11月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成33 年 3 月31日」を「令和 3 年 3 月31日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「32年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第11条第 1 項中「平成33年10月 1 日」を「令和 3 年10月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成33年11月 1 日」を「令和 3 年11月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成34 年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33年新条例」を「3 年新条例」に改める。

南風原町税条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

第1条による改正（南風原町税条例（昭和47年南風原村条例第29号））

改正後	改正前
（個人の町民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （1） （略） （2） 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 （略）	（個人の町民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （1） （略） （2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 （略）
（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎	（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除

改正後	改正前
控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以	額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以

改正後	改正前
外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 (略)	外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 (略)
(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) 2～5 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)	(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> <u>(4)</u> (略) 2～5 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)

改正後	改正前
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) 2～5 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは<u>单身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> <u>(4)</u> (略) 2～5 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有

改正後	改正前
する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第66条の7第5項及び第11項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第66条の7第4項及び第10項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3～17 （略）	3～17 （略）
（固定資産税の納税義務者等）	（固定資産税の納税義務者等）
第54条 （略）	第54条 （略）
2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録がされている</u>個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録がされている</u>法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者	2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録されている</u>個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録されている</u>法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をい

改正後	改正前
をいう。 3 (略) 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。<u>この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> 5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> 6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益	う。 3 (略) 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、<u>これを</u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによ<u>って</u>仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収

改正後	改正前
することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。 7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干	益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは

改正後	改正前
拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。 8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことによ	干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。 7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことによ

改正後	改正前
り家屋の所有者が所有することとなったもの（以下本項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 （固定資産税の課税標準） 第61条 （略） 2～8 （略） 9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 （法第349条の3第27項等の条例で定める割合）	り家屋の所有者が所有することとなったもの（以下本項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 （固定資産税の課税標準） 第61条 （略） 2～8 （略） 9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 （法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

改正後	改正前
第61条の2 法第349条の3第27項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 2 法第349条の3第28項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 3 法第349条の3第29項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 <u>(現所有者の申告)</u> 第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u> (2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u> (3) <u>その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u>	第61条の2 法第349条の3第28項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 2 法第349条の3第29項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 3 法第349条の3第30項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。

改正後	改正前
(固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条<u>若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により</u>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	(固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条<u>又は法第383条の規定によって</u>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
2・3 (略)	2・3 (略)
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第94条 (略)	第94条 (略)
2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u>	2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。
(略)	(略)
3 (略)	3 (略)
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ<u>（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）</u>の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数

改正後	改正前
規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5～10 （略） （たばこ税の課税免除） 第96条 （略） <u>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u> <u>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u> <u>4 （略）</u>	に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5～10 （略） （たばこ税の課税免除） 第96条 （略） <u>2 前項の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</u> <u>3 （略）</u>

改正後	改正前
(たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 （略） （特別土地保有税の納税義務者等） 第131条 （略） 2～5 （略） 6 <u>第54条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用す	(たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 （略） （特別土地保有税の納税義務者等） 第131条 （略） 2～5 （略） 6 <u>第54条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用す

改正後	改正前
る。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。	る。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。
附 則	附 則
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第2条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第2条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
第3条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年ま	第3条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年ま

改正後	改正前
で又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第4条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。 2・3 (略)	で又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第4条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。 2・3 (略)

改正後	改正前
(納期限の延長に係る延滞金の特例) 第5条の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に次条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を次条第2項に規定する<u>加算した割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び次条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超え	(納期限の延長に係る延滞金の特例) 第5条の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に次条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を次条第2項に規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び次条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超え

改正後	改正前
る部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 （略） （延滞金の割合等の特例） 第5条の3 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	る部分の割合は年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 （略） （延滞金の割合等の特例） 第5条の3 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセント</u>

改正後	改正前
2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</u> (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は</u>附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 (略) <u>2 法附則第15条第2項第5号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>3 法附則第15条第27項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>4 法附則第15条第27項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u>	の割合)とする。 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u> (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 (略) <u>2 法附則第15条第2項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>3 法附則第15条第2項第6号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>4 法附則第15条第30項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>5 法附則第15条第30項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u>

改正後	改正前
5 法附則第15条第27項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第30項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
6 法附則第15条第28項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第31項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第28項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第31項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	9 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
10 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	13 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
14 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	16 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

改正後	改正前
16 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。 17 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。 18 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 19 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 20 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は零とする。 21 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は、3分の2とする。 22 (略)	17 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。 18 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。 19 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 20 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 21 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は零とする。 22 (略)
(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第7条 (略) (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例) 第7条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上	(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第7条 (略) (平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例) 第7条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上

改正後	改正前
著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例） 第8条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条におい	著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例） 第8条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条におい

改正後	改正前
て同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税	て同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

改正後	改正前
について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15	について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第

改正後	改正前
条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略)	15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略)
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）

改正後	改正前
第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1項及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 （略）	第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1項及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 （略）

改正後	改正前
(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が<u>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間</u>(附則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が<u>平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間</u>(附則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第12条 (略) 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第12条 (略) 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条	3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条

改正後	改正前
第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和2年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成32年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が<u>平成32年4月1日から平成33年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成33年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和2年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成32年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が<u>平成32年4月1日から平成33年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成33年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後	改正前
(略) (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2・3 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第13条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第	(略) (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2・3 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第13条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第

改正後	改正前
1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡	1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡

改正後	改正前
ではなかったものとみなす。 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （個人の町民税の税率の特例等） 第19条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の<u>個人の町民税</u>に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。 2 （略）	ではなかったものとみなす。 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （個人の町民税の税率の特例等） 第19条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の<u>個人町民税</u>に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。 2 （略）

第2条による改正（南風原町税条例（昭和47年南風原村条例第29号））

46

改正後	改正前
（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 （1）～（3） （略） （4） 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法	（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 （1）～（3） （略） （4） 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法

改正後	改正前
第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日	第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (町民税の納税義務者等) 第23条 (略)	(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (町民税の納税義務者等) 第23条 (略)

改正後	改正前								
2 (略) 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。	2 (略) 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。								
(均等割の税率) 第31条 (略) 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	(均等割の税率) 第31条 (略) 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定に</td><td>年額 5万円</td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定に	年額 5万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定に</td><td>年額 5万円</td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定に	年額 5万円
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定に	年額 5万円								
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定に	年額 5万円								

改正後	改正前
より均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げ	より均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げ

改正後	改正前
る法人を除く。) オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数	る法人を除く。) オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数

改正後		改正前	
(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの		(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	
(略)		(略)	
3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。		3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。</u>この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。	
4 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあっては遅滞なく町		4 (略) (法人の町民税の申告納付) 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあ	

改正後	改正前
長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第66条の7第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第36項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第37項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第38項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 5 <u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は<u>第31項</u>の納期限（納期限の延長があったとき	つては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第24項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は<u>第68条の93の3第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第25項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 5 <u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限（納期限の延長があつ

改正後	改正前
は、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について	たときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について

改正後	改正前
同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) (略) (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され	同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) (略) (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され

改正後	改正前
たときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間 8 (略)	たときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間 8 (略) 9 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</u>
9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人	10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人

改正後	改正前
は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第11項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第11項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。	は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第42項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第12項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。
<u>10</u> （略）	<u>11</u> （略）
<u>11</u> 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。	<u>12</u> 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。
<u>12</u> 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は	<u>13</u> 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第10項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は

改正後	改正前
当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。	当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
13 (略)	14 (略)
14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。	15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。
15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。	17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後

改正後	改正前
(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略) 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為による町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつ	段の書類を提出したときは、この限りでない。 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略) 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為による町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項

改正後	改正前
ては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により	に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正に

改正後	改正前
納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) (略) (法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 (略) 2・3 (略)	より納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) (略) (法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 (略) 2・3 (略) <u>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)</u>は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 <u>5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかか</u>

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準) 第94条 (略)	わらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 (たばこ税の課税標準) 第94条 (略)

改正後	改正前
2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。	2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。
(略)	(略)
3～10 (略) 附 則	3～10 (略) 附 則
(延滞金の割合等の特例)	(延滞金の割合等の特例)
第5条の3 (略)	第5条の3 (略)
2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。	2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

第3条による改正（南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成31年南風原町条例第8号））

28

改正後	改正前
第3条 南風原町税条例の一部を次のように改正する。 附則第12条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> （後略） 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第3条 南風原町税条例の一部を次のように改正する。 第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「<u>、寡夫又は単身児童扶養者</u>」に改める。 附則第12条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> （後略） 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改正後	改正前
(1) 第1条中南風原町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第3条の4、第3条の5及び第3条の5の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>令和元年6月1日</u> (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 <u>令和元年10月1日</u> (3) 第2条中南風原町税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 <u>令和2年1月1日</u> (4) 削除 (5) 第3条及び附則第8条の規定 <u>令和3年4月1日</u>	(1) 第1条中南風原町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第3条の4、第3条の5及び第3条の5の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>平成31年6月1日</u> (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 <u>平成31年10月1日</u> (3) 第2条中南風原町税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 <u>平成32年1月1日</u> (4) <u>第3条中南風原町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定</u> <u>平成33年1月1日</u> (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 <u>平成33年4月1日</u>
（町民税に関する経過措置） 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の南風原町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 2 新条例第34条の7並びに附則第3条の4及び第3条の5の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の町民税に	（町民税に関する経過措置） 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の南風原町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 2 新条例第34条の7並びに附則第3条の4及び第3条の5の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の町民税に

改正後			改正前		
ついて適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の町民税については、なお従前の例による。 3 新条例第34条の7第1項及び附則第3条の5の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			ついて適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の町民税については、なお従前の例による。 3 新条例第34条の7第1項及び附則第3条の5の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第3条の5の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	附則第3条の5の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は南風原町税条例等の一部を改正する条例（平		送付	送付又は南風原町税条例等の一部を改正する条例（平

改正後			改正前		
		成31年南風原町条例第8号) 附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の南風原町税条例附則第3条の5第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付			成31年南風原町条例第8号) 附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の南風原町税条例附則第3条の5第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
4 (略)			4 (略)		
第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例（次項及び第3項において「<u>2年新条例</u>」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>令和元年度分</u>までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。			第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例（次項及び第3項において「<u>32年新条例</u>」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>平成31年度分</u>までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。		

改正後	改正前
2 <u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき南風原町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 3 <u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。	2 <u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき南風原町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 3 <u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
<u>第4条 削除</u> （固定資産税に関する経過措置） 第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元</u>	<u>第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u> （固定資産税に関する経過措置） 第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31</u>

改正後	改正前
年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)	(軽自動車税に関する経過措置)
第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例（以下「<u>元年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。	第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例（以下「<u>31年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
2 <u>元年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。	2 <u>31年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和2年度分</u>までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成32年度分</u>までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附則第8条による改正（南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第8号））

8

改正後	改正前
附 則 （町たばこ税に関する経過措置） 第5条 （略） 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、南風原町税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）・（2） （略） （3） 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円 3～12 （略） 13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区	附 則 （町たばこ税に関する経過措置） 第5条 （略） 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、南風原町税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）・（2） （略） （3） 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円 3～12 （略） 13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区

改正後			改正前		
域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。 14 第５項から第８項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。 14 第５項から第８項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第５項	前項	第13項	第５項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>		平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第６項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>	第６項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>

改正後	改正前
(略)	(略)

附則第9条による改正（南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成28年南風原町条例第12号））

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（3） （略） （4） 第1条の2の規定及び第3条中南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第8号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u> 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の南風原町税条例（附則第4条において「<u>元年新条例</u>」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。	附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（3） （略） （4） 第1条の2の規定及び第3条中南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第8号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u> 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の南風原町税条例（附則第4条において「<u>31年新条例</u>」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

改正後	改正前
第4条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。	第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第10条による改正（南風原町税条例の一部を改正する条例（平成29年南風原町条例第12号））

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）・（2） （略） （3） 附則第5条の規定 <u>令和元年10月1日</u> （町民税に関する経過措置） 第2条 （略） 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 3 （略）	附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）・（2） （略） （3） 附則第5条の規定 <u>平成31年10月1日</u> （町民税に関する経過措置） 第2条 （略） 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 3 （略）

附則第11条による改正（南風原町税条例等の一部を改正する条例（平成30年南風原町条例第10号））

75

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（3） （略） （4） 第2条中南風原町税条例第94条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u> （5） 第1条中南風原町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 <u>令和2年4月1日</u> （6） 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u> （7） 第1条中南風原町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第1条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u> （8） 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u> （9） 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> （10） （略）	附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（3） （略） （4） 第2条中南風原町税条例第94条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u> （5） 第1条中南風原町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 <u>平成32年4月1日</u> （6） 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u> （7） 第1条中南風原町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第1条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u> （8） 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u> （9） 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> （10） （略）

改正後	改正前
(町民税に関する経過措置) 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 3・4 (略) (手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置) 第7条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 (手持品課税に係る町たばこ税) 第9条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出	(町民税に関する経過措置) 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の南風原町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 3・4 (略) (手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置) 第7条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 (手持品課税に係る町たばこ税) 第9条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出

改正後	改正前
したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに町長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の南風原町税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄	したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに町長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の南風原町税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄

改正後	改正前
に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
5 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。 (手持品課税に係る町たばこ税) 第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製	5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。 (手持品課税に係る町たばこ税) 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製

改正後	改正前
造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年11月1日</u>までに町長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の南風原町税条例（以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ	造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平成33年11月1日</u>までに町長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の南風原町税条例（以下この項及び次項において「<u>33年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

改正後	改正前
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
5 <u>3年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	5 <u>33年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。